



平成 2 6 年 第 1 回  
占冠村議会臨時会会議録



自 平成 2 6 年 2 月 2 4 日

至 平成 2 6 年 2 月 2 4 日

占 冠 村 議 会

## 目 次

### 第1号（2月24日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○出席事務局職員	1
○開会宣言	2
○開議宣告	2
○議事日程	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期決定について	2
○議長諸般報告	2
○村長行政報告	2
○日程第 3 議案第1号 財産の無償譲渡について	3
○日程第 4 議案第2号 平成25年度占冠村一般会計補正予算（第7号）	4
○日程第 5 議案第3号 平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	4
○閉会の議決	6
○閉会宣言	6

平成26年第1回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

平成26年2月24日（月曜日）

○議事日程

- 議長開会宣告（午前10時）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について（7番・1番）
- 日程第 2 会期決定について  
議長諸般報告  
村長行政報告
- 日程第 3 議案第1号 財産の無償譲渡について
- 日程第 4 議案第2号 平成25年度占冠村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 5 議案第3号 平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○出席議員（8名）

- |    |    |        |     |    |       |
|----|----|--------|-----|----|-------|
| 議長 | 8番 | 相川繁治君  | 副議長 | 1番 | 小峰義雄君 |
|    | 2番 | 長谷川耿聰君 |     | 3番 | 山本敬介君 |
|    | 4番 | 五十嵐正雄君 |     | 5番 | 佐野一紀君 |
|    | 6番 | 工藤國忠君  |     | 7番 | 木村一俊君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- |          |       |          |       |
|----------|-------|----------|-------|
| 村長       | 中村博君  | 副村長      | 堤敏満君  |
| 会計管理者    | 小林潤君  | 総務課長     | 田中正治君 |
| 企画商工課長   | 松永英敬君 | 保健福祉課長   | 小尾雅彦君 |
| 福祉施設推進室長 | 中田芳治君 | 産業建設課長   | 尾関昌敏君 |
| 林業振興室長   | 田畑泰行君 | トマム支所長   | 岩谷健悟君 |
| 総務担当主幹   | 平川満彦君 | 職員厚生担当主幹 | 木村恭美君 |
| 財務担当主任   | 野原大樹君 | 税務担当主幹   | 合田幸君  |
| 建築担当主幹   | 嵯峨典子君 | 水道担当主幹   | 小林昌弘君 |
| 林業振興室主幹  | 鈴木智宏君 |          |       |

（教育委員会）

- |     |      |      |       |
|-----|------|------|-------|
| 教育長 | 藤本武君 | 教育次長 | 伊藤俊幸君 |
|-----|------|------|-------|

○出席事務局職員

- |      |       |    |       |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 窪田敏雄君 | 主任 | 八木香織君 |
|------|-------|----|-------|

開会 午前10時

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回占冠村議会臨時会を開会します。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番、木村一俊君、1番、小峰義雄君を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告

を行います。

事務局長。

○事務局長（窪田敏雄君） 審議資料をご覧ください。1ページです。1、今期臨時会に付議された案件は、議案第1号から議案第3号までの3件です。

2、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職氏名は占冠村長以下、記載のとおりです。

3、平成25年第7回定例会以降の議員の動向は1ページ、2ページに記載のとおりです。

5ページです。5ページ、6ページには平成25年11月分例月出納検査結果です。7ページです。7ページ、8ページには平成25年12月分例月出納検査結果です。9ページです。9ページ、10ページには平成26年1月分例月出納検査結果です。

以上です。

○議長（相川繁治君） これで、諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

○村長（中村 博君） みなさんおはようございます。ただいま議長のお許しいただきましたので、行政報告を申し上げます。審議資料の3ページをお開きください。平成25年12月17日以降の行政報告でございます。まず、報告事項について申し上げます。別に配付した行政報告を参照願います。

1件目、湯の沢温泉薪ボイラーについて。占冠村総合計画見直しの答申を踏まえ、化石燃料から地域資源を有効に活用し、自然環境に配慮した循環型エネルギーへの転換をめざし、村有施設である湯の沢温泉に薪ボイラー施設を整備

いたしました。

昨年12月20日に関係者を招き、火入れ式、並びに木質バイオマスセミナーを行い、新エネルギーの地産地消に向けた取組みがスタートしました。

薪ボイラーの導入については、村内の林業事業体、湯の沢温泉指定管理者、NPO法人北海道新エネルギー普及促進協会のご協力と、北海道のご支援をいただき実施したものです。

湯の沢温泉の熱源を化石燃料、重油から木質バイオマス燃料、薪へ転換することで、二酸化炭素排出量と燃料費の削減をめざし、派生する雇用の創出と資金の地域内循環により地域振興が図られるものと認識しています。

薪ボイラーで使用する薪については、乾燥状態や針葉樹か広葉樹かによって燃え方が違うことから、供給側、及び需要側双方連携によりこれらのデータを集積し、より効果的なものになるよう試行してまいります。

薪供給については、薪の品質を確保するため、本年10月以降に木質バイオマス生産組合が販売を開始する予定であります。

(2) しむかっぶ神楽まつりについて。2月10日に第2回占冠村伝統芸能事業実行委員会、会長、占冠村長を開催し、事業の総括を行いました。

本実行委員会は、地域活性化と郷土芸能振興を目的に、昨年度より文化庁文化芸術振興費補助金の交付申請を行い、昨年度はトマム薪能が採択、本年度はしむかっぶ神楽まつりが採択されたものです。

神楽公演は、平成25年11月23日に占冠村コミュニティプラザで行い、約150名の一般来場者がありました。内容は、占冠神楽の伝承先である広島県安芸高田市より錦城神楽団を招聘し、「悪狐伝」、「鈴鹿山」、「滝夜叉姫」の3演目が披露された後、4演目は占冠神楽保存会との共演で

「大蛇」が演じられクライマックスを迎えました。

当日は、安芸高田市職員やRCC中国放送が来村しており、広島県から本村へ入植して、今までの経過や神楽の練習風景などの取材が行われ、広島県において11月28日にテレビ放映されました。

実行委員会では2年間にわたる錦城神楽団との交流促進、演技指導によるレベルアップ、来場者への広島神楽の学習機会提供、テレビ放送されたことによる宣伝効果といった評価をいたしました。また、アンケートの回答から村外より30パーセント、村民70パーセントの来場があり、9割の方々から満足したとの結果が得られました。

しむかっぶ神楽まつりを行ったことにより、本村のPRを含め地域の活性化と郷土芸能振興に寄与したと事業総括をしたところであります。

また、課題として占冠神楽の指導者不在、後継者確保、演目「八幡」への取組み、さらなる技術の向上が挙げられました。

村といたしましても教育委員会と連携を図りながら、郷土芸能である占冠神楽や占冠青巖太鼓の保存を引き続き支援してまいります。

主な用務は、記載のとおりでございます。

入札につきましては、湯の沢温泉暖房用温水ボイラ取替工事、他1件執行しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長(相川繁治君) これで行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第3 議案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第3、議案第1号、財産の無償譲渡についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、田中正治君。

○総務課長(田中正治君) 議案書の1ページ

をお願いいたします。

議案第1号、財産の無償譲渡についてご説明申し上げます。本件は地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産を無償で譲渡したいので議会の議決を求めようとするものでございます。

無償譲渡しようとする内容をご説明申し上げます。建物の所在と内容ですが、占冠村字中トマム2170番地にあります、店舗2棟で、家屋番号2170番の4の、構造は鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建、延べ面積166.23平方メートルと家屋番号2170番の5で構造は鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建、延べ面積704.77平方メートルでございます。

譲渡の目的は、トマム村有リゾート施設の賃貸借契約書第6条第2項に基づき、店舗の取り壊しを行い、その後新たな温浴施設が建設されることに鑑み、これを無償譲渡することで観光振興と地域経済の発展に寄与するものでございます。

譲渡の相手方ですが、占冠村字中トマム、株式会社星野リゾート・トマム、代表取締役 佐藤大介でございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、財産の無償譲渡についての件を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 議案第2号から日程第5 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第2号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第7号の件、及び日程第5、議案第3号、平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第4号の件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第2号については総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書3ページをお願いします。議案第2号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第7号についてご説明申し上げます。

この度提案致します、占冠村一般会計補正予算、第7号は歳入歳出それぞれ140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億6380万円にしようとするものでございます。内容について、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。議案書の7ページをお開きください。

歳入、18款1項繰入金において、財政調整基金繰入金150万円の減額でございます。一般財源が生じたということで減額をさせていただいております。

19款1項繰越金において、前年度繰越金10万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。8ページ、1款1項議会費において、音響設備の老朽化により議場音響設備の購入費で665万3千円の増額でございます。

2款1項総務管理費において、7目企画費で

臨時雇上賃金 200 万円の減額、電柱移設に伴います、地域情報通信基盤整備工事 104 万円の増額、富良野広域連合負担金の確定に伴い 492 万 9 千円の減額でございます。

2 款 2 項徴税费において、星野リゾート所有の課税客体の課税更生による税額変更と過疎法適用による税の減免で税額還付が生じたため、過誤納還付金 294 万円の増額でございます。

9 ページ、6 款 2 項林業費において、工事請負費で事業執行残 257 万円の減額でございます。

7 款 1 項商工費において、2 目観光費の委託料で赤岩青巖峡測量調査委託料、執行残によりまして 111 万 3 千円の減額、湯の沢温泉動力盤調査設計委託料 62 万円の増額でございます。

8 款 3 項住宅費において、必要となる燃料費、光熱水費、修繕料を増額しまして、需用費で 161 万 7 千円の増額でございます。

14 款 1 項職員費において、共済費で追加負担金率の確定によりまして、特別職分 39 万 8 千円の減額、一般職分 326 万円の減額でございます。

議案書戻りまして 4 ページ、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長（相川繁治君）** 議案第 3 号については産業建設課長、尾関昌敏君。

**○産業建設課長（尾関昌敏君）** 議案書の 11 ページをお願いいたします。

議案第 3 号、平成 25 年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第 4 号の提案理由を説明いたします。事項別明細書からご説明いたします。議案書の 15 ページをお願いいたします。

歳入ですが 1 款 1 項 1 目給水使用料、1 節現年度分で 152 万円の増加です。1 款 2 項 1 目審査手数料、1 節現年度分で 14 万円の増です。2 款 1 項 2 目占冠村簡易水道施設整備基金繰入金で 120 万円の増加でございます。3 款 1 項 1 目

1 節繰越金では前年度繰越金が 29 万円の増でございます。5 款 1 項 1 目簡易水道債では簡易水道施設整備事業債が 670 万円の減額でございます。

16 ページをお願いいたします。次に歳出ですが、2 款 1 項 1 目施設維持費の 11 節需用費の修繕料で、占冠ポンプ場の加圧ポンプの修繕で 39 万円の増加でございます。

13 節委託料では執行残の精査をいたしました。配水池清掃委託料で 3 万円の減、上トマム浄水場ろ過池清掃業務委託料で 4 万円の減、漏水調査委託料で 2 万円の減でございます。平成 25 年度水道水放射能検査委託料 13 万円の減で、合計で 22 万円の減額をしております。

15 節工事請負費では、これも執行残の精査を致しておりまして、屋根塗装、量水器取替工事、それぞれ減額いたしまして、合計で 77 万円の減額でございます。

次に、4 款 1 項 1 目新営改良費の 15 節工事請負費の鶴川取水施設底部取水工築造工事で 215 万円の減額でございます。

この内容につきましては、2 月 13 日の全員協議会でご説明したところでございますが、当初予算で 4,500 万円すべて地方債で計上してございました。現請負金額が 3,832 万 5 千円に対しまして、設計変更に伴う増加分 452 万 5 千円を足しますと、新請負金額が 4,285 万円となります。今回の設計変更分につきましては、一般会計の繰入金と一般財源を充てました。結果、財源の内訳は地方債が 3,830 万円、一般会計繰入金が 260 万円、一般財源が 195 万円となります。

これにより、工事額確定による不用額の整理をいたしますと、当初予算 4,500 万円、地方債のみでございましたが、地方債が 3,830 万円、670 万円の減、新たに設計変更分の財源として、一般会計繰入金が 260 万円の増加、一般財源が 195 万円の増加となり、地方債 670 万円の減額

から、一般会計繰入金 260 万円と一般財源 195 万円の増加分を精査しますと、215 万円の減額となります。

結果、本工事では増額となりましたが、当初予算から今回の事業費確定による財源精査を行ったところ、215 万円の減額となりましたので、この額を執行残として減額するものでございます。

次に、同じく 17 節公有財産購入費で執行残で 80 万円の減額でございます。

12 ページにお戻りください。以上説明した内容で第 1 表の歳入歳出とも 355 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 2360 万円にするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第 2 号平成25年度占冠村一般会計補正予算、第 7 号の件の質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 2 号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第 7 号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第 3 号平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第 4 号の件の質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 3 号、平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第 4 号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。

本臨時会に付された事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。



平成26年第1回占冠村議会臨時会を閉会しま  
す。

閉会 午前10時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 3月28日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 木村 一俊

占冠村議会議員 小峰 義雄